

教育委員会指導主事(元市立中学校教頭) の懲戒処分について

令和6年3月27日
郡山市教育委員会
(懲戒処分関係)
教育総務部総務課
担当：渡部 洋之 TEL：924-2428
(事実関係・再発防止関係)
学校教育部学校管理課
担当：二瓶 元嘉 TEL：924-3428

本日付けで、下記の懲戒処分を実施しました。

記

1 対象職員

現 教育委員会事務局 学校教育部学校管理課 指導主事 50代 男性
元 市立中学校 教頭 (非違行為時の職)

2 懲戒処分の内容 本日(令和6年3月27日)付 懲戒免職

3 事件の概要

処分対象の職員は、郡山市立中学校において教頭として勤務していた令和4年度に、当該中学校文化祭用の口座から現金を引き出し、横領していた。

当該中学校では、それまで、本市教育委員会からの指導に従い、校内会計規程を策定し、校内における金銭の管理方法について、全職員に対し繰り返し周知しており、その支出にあたっては、事前に校長からの決裁を受けなければならないこととする等、専用の帳簿により厳格な金銭管理がなされていた。

しかし、当該職員は教頭として着任した直後の令和4年4月に、校長室にある耐火書庫から無断で通帳と印鑑(校長の職印)を持ち出したうえ、口座からの払戻請求書に押印し、二度にわたり口座から現金を引き出していた。さらに、当該職員はその事実の発覚を隠蔽するため、後任の教頭へ当該経費自体について引継ぎを行わず、当該通帳も学校から持ち出していた。

4 不正の内容

(1) 文化祭の経費の横領

文化祭用の口座から二度にわたり現金を引き出し、私的に使用していた。

(2) 横領した額

令和4年4月 4日	300,000円
令和4年4月13日	60,000円
計	360,000円

(3) 横領の動機

本市教育委員会からの聴き取り調査に対する当該職員の供述

- ・実家の固定資産税の納税と自動車ローンの返済に充てるために横領した。
- ・一時的に流用して、年度内に帳尻合わせをすればいいと思った。

(4) 横領の方法

本市教育委員会からの聴き取り調査に対する当該職員の供述

- ・当該口座の通帳と印鑑(校長の職印)は校長室にある耐火書庫内に保管しており、本来、校

長の了解が無ければ、耐火書庫を開けることも、校長の職印を押印することもできないが、当該職員は無断で鍵を使用し、耐火書庫から通帳を取り出したうえ、口座からの払戻請求書に押印し、現金を引き出していた。

- ・当該経費の収支報告については、特に校長からの指摘や確認はなかったので、行わなかった。
- ・令和5年4月1日の人事異動により、自身が異動となる際も後任の教頭に当該経費の引継ぎを行わず、当該口座の通帳も学校から持ち出し、自分で保管していた。

5 発覚の経緯・対処

(1) 発覚の端緒

令和5年9月5日に、当該中学校の企画委員会の際に、「文化祭実施にあたっては、活動発表にかかる費用については、例年どおり文化祭用の経費（口座）から支出したらどうか。」との提案があり、現校長が現教頭に確認したところ、文化祭用の経費については前任者である当該職員から何も引継ぎがなされていないことが判明した。

(2) 事実関係の調査

令和5年9月6日に、現校長の指示により現教頭が、電話で当該職員に状況を問い合わせたところ、当該職員から「通帳は無く、現金で管理しており、残金は10万円程度である。」との説明がなされた。

その後も現校長と現教頭が、当該職員と状況確認のやり取りを行ったが、令和3年度末の時点で残金が約36万円あり、例年は3万円程度の支出であるにもかかわらず、令和4年度の支出額が約26万円であったことになる（=令和3年度末残金36万円-残金10万円）という不審な点があった。また、当該職員は、「通帳は解約して廃棄した。」と述べた。

これを受け、令和5年10月10日に現校長が、当該通帳の再発行手続きを行い、その内容を確認したところ、令和4年4月4日に30万円、同年4月13日に6万円が引き出されていたことが判明した。このことについて、令和5年10月20日に現校長から本市教育委員会学校教育部長に報告があり、その後、10月25日及び10月31日の両日に本市教育委員会が当該職員に事情聴取を行ったところ、当該職員は横領した事実を認めた。

(3) 被害額の返済

令和5年9月6日の時点で、現校長から当該職員に残金を戻すよう求め、翌日9月7日に当該職員から学校に対し103,661円の返金があった。

また、上記(2)のとおり、令和5年10月25日及び10月31日の事情聴取により、当該職員が横領した事実を認めたことから、全額を返済するよう求め、同年11月8日に全額が返済された。

なお、当該経費は、過去に受けた寄付金や助成金で賄っている。(学校が保護者から徴収したのではない。)

6 再発防止策

再発防止策として、次の3点について徹底いたします。

- ・公金及び準公金に係る学校会計の適正化については、これまで繰り返し全学校へ徹底するよう通知してきたところでありますが、通帳と印鑑を複数の管理職にわけて厳重に管理するよう徹底いたします。

- 学期ごとに、各学校で管理している現金出納簿、通帳等を校長、教頭など複数名で確認を行い、年度末には第三者の監査を受けることなど、会計管理を徹底します。
また、本市教育委員会が口座の状況を把握するため、年に1度、上記の点検状況を学校から報告させることとします。
- 昨年12月に実施した本市教育委員会教育長による校長期末面談の際、会計管理の適正化について徹底するよう校長に伝えたところではありますが、今後においても、校長面談だけでなく、年3回開催する郡山市立学校長会議など、あらゆる場面において、不祥事防止に努めてまいります。